

伊道第588号  
令和6年1月16日

群馬境界実務連絡協議会 様

伊勢崎市長 臂  
(建設部道路維持課施設管理係)



境界確認業務運用の一部変更について

平素より本市行政に対しましてご理解とご協力を頂き、御礼申し上げます。

本市では、令和6年4月1日より業務円滑化等の目的で境界確認業務の運用を一部変更することとなりました。

つきましては、別添のとおり会員の皆様へ変更内容をご周知いただきますようお願い申し上げます。

お手数をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。また、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

担当：道路維持課 施設管理係  
TEL：0270-27-6274 (直通)  
e-mail：doroiji@city.isesaki.lg.jp



(公印省略)

令和6年1月16日

関係各位

伊勢崎市長 臂 泰 雄  
(建設部道路維持課施設管理係)

境界確認業務運用の一部変更について

平素より本市行政に対しましてご理解とご協力を頂き、御礼申し上げます。

本市では、令和6年4月1日より業務円滑化等の目的で境界確認業務の運用を一部変更することとなりました。

つきましては、変更点を皆様に周知させていただきますのでご確認いただくようお願い申し上げます。

1 申請書類の様式の変更

① 境界確認申請書 ②隣接土地所有者一覧 ③境界確定書 ④境界の証明願

変更後の書式については、令和6年3月までに伊勢崎市HPに掲載いたしますのでそちらをご利用ください。※掲載時期については前後する場合がございます。

2 主な変更点

(1) 境界確認申請書に添付する登記事項証明書等について

申請土地及び隣接土地の登記事項証明書又は登記事項要約書(写しでも可)を添付してください。

なお、申請日の前3箇月以内に交付を受けたものとします。

(2) 境界確認案の提出、仮杭等の設置

境界確認をより円滑に行うために、立会い当日までに境界確認案(公図、地積測量図、境界確定済みの図面等と整合性を取ったもので、確定図の基となる図面)を提出してください。また、現地に仮杭やペイント等を設置してください。

(3) 境界標の遠景・近景の写真の提出

境界確定図と併せて境界標の遠景・近景の写真を提出してください。確定図面に写真を掲載するか、別途添付してください。

お手数をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。また、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

担当：道路維持課 施設管理係  
TEL：0270-27-6274 (直通)  
e-mail：doroiji@city.isesaki.lg.jp